

統一地方選挙のお知らせ

4月8日(日)は、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙
4月22日(日)は、名寄市議会議員選挙

任期満了に伴い、4月8日(日)に北海道知事・道議選挙が、4月22日(日)に名寄市議会議員選挙がそれを行われます。わたしたちの意見を道政・市政に反映させるため、棄権することなく必ず投票しましょう。



選挙区と定数

北海道議会議員選挙
名寄市(旧名寄市・旧風連町)を1つの選挙区として、1人の道議会議員を選出します。

名寄市議会議員選挙
合併時に在任特例で平成19年4月30日までと任期を定められた市議会議員選挙の選挙区は、旧名寄市を第1選挙区とし定数18人、旧風連町を第2選挙区とし定数8人となります。
なお、平成23年以降は、全市1選挙区となります。

投票当日までに、名寄から道外へ転出した方
道内へ転出し投票当日までに、さらに他の市区町村へ転出した方

↓
知事・道議選挙はできません

投票当日までに名寄から転出した方

↓
名寄市議会議員選挙はできません

の投票日です！

投票できる人

名寄市で投票できる方は名寄市で投票人名簿に登録されていることが必要です。登録要件は下表のとおりです。

なお、登録されていても次の方は選挙権がありません。

	北海道知事 (3月22日告示)	北海道議会議員 (3月30日告示)	名寄市議会議員 (4月15日告示)
年齢要件	昭和62年4月9日以前に生まれた方	昭和62年4月9日以前に生まれた方	昭和62年4月23日以前に生まれた方
住所要件	平成18年12月21日以前に転入届出をした方	平成18年12月29日以前に転入届出をした方	平成19年1月14日以前に転入届出をした方
転出抹消	平成18年12月7日以前に転出した方	平成18年12月7日以前に転出した方	平成18年12月21日以前に転出した方

立候補できる人

立候補できる人は(刑罰等で被選挙権のない人を除く次の要件を満たす人)、次のとおりです。

北海道知事選挙

選挙期日に満30歳以上の日本国民

北海道議会議員選挙

選挙期日に満25歳以上の日本国民で道議会議員の選挙権を有する人

名寄市議会議員選挙

選挙期日に満25歳以上の日本国民で市議会議員の選挙権を有する人

道議・市議会議員選挙の立候補予定者説明会は、それぞれ3月中に開催予定です。

郵便による不在者投票ができます

身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹・移動機能障害1級・2級の方、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の内臓機能・感染障害で1級、3級・要介護5の方は「郵便による不在者投票」の対象となります。該当される方は、事前に証明書の申請をしてください。申請書は、名寄市選挙管理委員会にありますので、ご家族の方が代理人の方が交付を受け、申請書には必ず本人が記載して身体障害者手帳等を添えて申請してください。

未来をつくる
あなたの一票大切に

